

尾張旭市監査公表第23号

令和8年3月3日付け尾張旭市監査公表第5号をもって公表した定例監査結果報告について、令和8年4月15日付け8学第158号で教育長から措置を講じた旨の通知がありましたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により次のとおり公表します。

令和8年4月30日

尾張旭市監査委員 山田 義 浩

尾張旭市監査委員 市原 誠 二

教育委員会学校教育課

監 査 の 指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>尾張旭市契約規則（昭和53年尾張旭市規則第19号。以下「契約規則」という。）第28条第1項により、契約書には同項各号に掲げる事項を記載しなければならない（契約の性質又は目的により該当のない事項については、この限りでない。）。</p> <p>しかしながら、小中学校複写機賃貸借、尾張旭市立中学校産業医委託（各学校ごとの契約）及び尾張旭市立小中学校児童生徒健康診断委託の契約書には、同項第4号に掲げる事項（契約保証金）が記載されていなかった。</p> <p>また、何ら検討することなしに契約保証金を免除していた。</p> <p>契約事務を適切に実施されたい。</p>	<p>指摘事項について、課内で周知徹底を図った。</p> <p>再発防止に向け、契約規則で定められている契約書の記載事項について確認し、契約保証金の事項を記載することとする。</p> <p>また、今回の指摘を踏まえて、次回の契約書を作成準備し、担当者が異動しても正しく引き継がれるようにした。</p>
<p>尾張旭市教職員ストレスチェック業務委託契約（単価契約、一者による随意契約）において、事業者に見積提出を依頼する際、市の予定単価を記載し、その金額で見積もるよう指示していた。</p> <p>このように、予定価格での見積りを指示するのは、適正な価格形成の阻害、契約の透明性・公平性の欠如につながり、著しく適正を欠くものである。</p> <p>契約事務を適切に実施されたい。</p>	<p>指摘事項について、課内で周知徹底を図った。</p> <p>今後は、予定価格の意義など契約事務の理解を徹底するとともに、尾張旭市契約規則に沿った事務を適切に行うよう再発防止に努める。</p>

<p>瑞鳳小学校牛乳保冷库修繕の請書には、「4 業務の内容 別紙仕様書のとおり」と記載があるものの、仕様書が添付されていなかった。</p> <p>また、小中学校複写機賃貸借(単価契約)には「質疑回答書」が、就学援助システム保守業務委託には「保守構成」及び「特定個人情報取扱特記事項」が、契約締結を伺う際の契約書案に添付されていたにもかかわらず、契約締結の際には添付されていなかった。</p> <p>さらに、教職員用ノートパソコン保守業務委託及び小中学校図書館管理システム保守業務委託(いずれも令和7年8月19日契約締結)の契約書には、令和7年6月1日に一部改正される前の「尾張旭市業務委託契約約款」(令和4年4月1日一部改正時のもの)を契約書に添付していた。</p> <p>契約事務を適切に実施されたい。</p>	<p>指摘事項について、課内で周知徹底を図った。</p> <p>契約書への書類の添付漏れ等については、再発防止のため、決裁時に添付の誤りがないかの確認を徹底するとともに、契約締結を伺う際の契約書案に添付されているものが、実際の請書や契約書に漏れないよう、担当者と上司で確認する。</p>
<p>現年度の調定に係る歳入について、当該年度の出納閉鎖期日までに収入済みとならなかったもの(不納欠損として整理されたものを除く。)があるときは、未収入金として翌年度に繰り越し、当該年度の6月1日に調定しなければならない(尾張旭市会計規則(昭和58年尾張旭市規則第11号)第22条第1項及び第3項)。</p> <p>同課は、学校給食費受入金について、これまで、毎年度末時点での未収入金を翌年度に繰り越さず、過年度納付があったもののみ、その都度、当該納付額分を改めて調定していた。</p> <p>さらに、これらの処理により、本市の歳入歳出決算事項別明細書(地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第166条第2項)には、地方自治法施行規則(昭和22年内務省令第29号)第16条の2で定める様式に準じて目別の収入未済額を記載していることからして、毎年度末における市の過年度分の未収入金が、市の決算(地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第</p>	<p>今後、出納閉鎖期日までに収入済みとならなかった学校給食費受入金については、未収入金として翌年度に繰り越し、当該年度の6月1日に調定するよう事務の取扱いを改める。</p>

<p>233条)に反映されないこととなつてしまい、その正確性が損なわれるものである。</p> <p>適時適切に調定を決議されたい。</p>	
<p>同課は、市立の各小中学校設置の公用電話について、教職員による私事利用や生徒による家庭連絡等の利用に係り、各校において現金取扱員(尾張旭市出納員等に関する規則(昭和55年尾張旭市規則第4号)第4条第1項。各校の校長を任命。)が当該利用者から徴収した現金を「公共施設私用電話料」として、納入させている。なお、各校では、これらの利用についての使用簿や現金出納簿を作成していない。</p> <p>ここで、まず、教職員や生徒が公用電話を利用した場合に、金銭を徴収できる根拠を尋ねたところ、明確に根拠と言えるものはないが、これまで、公用電話をやむを得ず私的に利用したことに対する実費弁償として徴収してきたものと考えられるとのことであった。次に、公共施設私用電話料について、徴収額の根拠を尋ねたところ、校ごとに定めており、同課としては、尾張旭市立東中学校で、やむを得ない場合に限り生徒に学校電話の私事利用を認め、従前の公衆電話料金を参考として1回10円を徴収している(明文の根拠なし。)ことが把握できたが、他の校については分からないとのことであった。</p> <p>この点、市の歳入については、徴収そのものやその額に関する根拠を明確に整理する必要があり、また、根拠となる書類の作成等により、その実態を適切に文書化する必要がある。</p> <p>同課においては、公用電話の設置目的に照らして、公共施設私用電話料のあり方について、再検討されたい。</p> <p>なお、特に、学校の公用電話を教職員に私事利用させるのは、真にやむを得ない場合を除き、厳に慎むべきであるのは、言うまでもないことである。</p>	<p>各小中学校設置の公用電話の教職員及び生徒による私事利用については、令和8年度以降取りやめることとし、各校長に了承を得た。</p>

尾張旭市職員被服貸与規程(昭和46年尾張旭市訓令第1号。以下「被服貸与規程」という。)第1条の規定により、職務執行に必要な被服の貸与を受けるのは、尾張旭市職員定数条例(昭和32年旭町条例第1号)第1条に規定する職員(常時勤務する職員)である。しかしながら、同課は、市立の小中学校において給食配膳員及び用務員として勤務する会計年度任用職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項に規定される職員をいう。以下同じ。)について、非常勤の職員であるにもかかわらず、被服を貸与していた。

これは、常勤・非常勤を問わず、給食業務に従事する際に衛生管理上必要であることから、同課が、独自の解釈で、被服の貸与について、被服貸与規程を会計年度任用職員にも準用しているものとのことであつた。

この点、被服貸与規程に会計年度任用職員への被服貸与が認められるとうかがわせる文言があるとはいえないが、同課が会計年度任用職員に被服を貸与している理由には、市民サービスに資する相応の合理性があると考えられる。よつて、同課においては、今一度、会計年度任用職員への被服貸与その他の解決策について検討し、貸与が必要なのであれば、それが明らかに可能なものとなるよう、制度所管課である人事課と協議の上、対処されたい。

契約規則第32条により、同条第1号から第7号までに掲げる場合のほか、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないと市長が認めるときにも、契約保証金の全部又は一部を免除することができる(同条第8号)。

学校教育課は、旭小学校等水泳指導支援業務委託、本地原小学校等水泳指導支援業務委託、渋川小学校等水泳指導支援業務委託、東栄小学校水泳指導支援業務委託、小中学校副読本等購入業務(健康手帳)、小

被服貸与規程の一部改正(令和8年4月1日施行)により、市長が必要と認めたときは、会計年度任用職員についても被服を貸与することができることとなつた。また、給食配膳業務においては、常勤・非常勤を問わず、業務の性質上、衛生管理が求められることから、引き続き被服の貸与が必要であると判断した。

「会計年度任用職員に対する被服貸与の運用について(通知)」(令和8年3月27日付け7人号外 人事課長発出)に基づき、人事課と協議の上、貸与の基準を定め、会計年度任用職員への被服貸与を可能とした。

指摘事項について、課内で周知徹底を図つた。

今後締結する各業務契約において、契約規則第32条のいずれの条項に該当するのか改めて精査する。

また、契約規則第32条第8号を適用して契約保証金を免除する場合は、契約の施行伺いにその理由を明記するよう改める。

<p>中学校物品購入（プール薬品及び衛生用品）及び小中学校図書館用図書購入の契約について、何ら理由を示して何うことのないまま、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとして、同号の規定により契約保証金を免除としていた。</p> <p>契約事務を適切に実施されたい。</p>	
<p>尾張旭市教職員ストレスチェック業務委託契約（単価契約）の契約に際し、執行予定額の積算をすることなく、政令第167条の2第1項第1号（売買、貸借、請負その他の契約でその予定価格（貸借の契約にあつては、予定貸借料の年額又は総額）が別表第5上欄に掲げる契約の種類に応じ同表下欄に定める額の範囲内において普通地方公共団体の規則で定める額を超えないものをするとき）に基づく随意契約としていた。</p> <p>契約事務を適切に実施されたい。</p>	<p>指摘事項について、課内で周知徹底を図った。</p> <p>今後は、契約の施行伺いに積算した執行予定額を記載した上で、契約方法を検討し、適切な契約事務を実施する。</p>
<p>本市では、長期継続契約（法第234条の3に規定するものをいう。）を締結する際、契約書に「翌年度以降において歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合は、本契約は解除する。」旨を明記することとなっている（尾張旭市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の運用について（尾張旭市総務部総務課））。</p> <p>しかしながら、小中学校GIGAスクール用端末等運用保守業務委託、教職員用ノートパソコン保守業務委託及び小中学校図書館管理システム保守業務委託（いずれも長期継続契約）の契約書には、当該記載がなかった。</p> <p>契約事務を適切に実施されたい。</p>	<p>指摘事項について、課内で周知徹底を図った。</p> <p>今後、長期継続契約を締結する際には、「翌年度以降において歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合は、本契約は解除する。」旨を明記するよう改める。</p> <p>再発防止のため、該当する契約のフォルダに、メモを作成し、担当者が異動しても正しく引き継がれるようにした。</p>
<p>尾張旭市立三郷小学校における郵便切手等金券類の保管状況を確認したところ、切手（2円2枚、10円1枚、110円1枚、140円2枚、260円1枚）及び往復はがき（126円1枚）は、全て鍵のないレターケースで保管されていた。</p>	<p>三郷小学校の郵便切手等金券類については、実地検査後速やかに鍵のある金庫での保管に改めた。</p>

郵便切手等金券類取扱事務を適切に実施されたい。	
-------------------------	--